

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 焼津市 (都道府県: 静岡県)
 本事業の担当部局名 経済部 誘致戦略課 移住定住推進室

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)		
個別事業名	焼津市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 平成30 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	18,600,000 円		
市町における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p><地域における実情と課題> 焼津市においては、本市の人口の現状分析を行い、今後の目指すべき人口の将来展望を示す「人口ビジョン」と、本市が抱えている課題解決や人口の将来展望を達成するために実行する施策・事業をとりまとめた「総合戦略」から成る「第2期焼津未来創生総合戦略」を令和2年3月に策定した。婚姻数の減少(参考:492件(令和2年))や出生数の減少(参考:791人(令和2年))に対応するため、結婚を希望する若い世代が安心して結婚して定住できるように、県及び市町が運営する出会いサポートセンターと連携した独身男女の出会いの場の提供や、結婚新生活支援事業による新婚世帯の経済的負担の軽減を行っているところである。 婚姻数については、令和元年度は令和婚ブームで増加したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による将来不安等が影響し減少している。また、婚姻数が減少しているその他の全国的な要因として、結婚への考え方や社会環境の変化、経済状況等が考えられる。当市の特徴として初婚年齢期の女性の転出が多いことも要因であり、子育て支援、雇用・労働環境の整備を含めた取組みが必要となる。さらに、引き続き周辺の市町とともに広域で連携した取組みを進めていく必要が高まっている。 また、子育て支援に関しては「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て世帯の経済的負担の軽減、保育・教育環境の充実等、結婚・妊娠から切れ目なく、社会全体で子育てを支える環境づくりを進めていく。</p> <p><本個別事業の位置付け> 「第2期焼津未来創生総合戦略」においては、結婚を望む若い世代が安心して結婚・出産・子育てができるようにすることを基本目標とし、「結婚希望の実現」、「妊娠・出産・子育てに温かいまちづくり」、「未来につながる教育」を講ずべき施策に関する基本的な方向としている。具体的な施策として、①出会いの場の創出、②出会い・結婚サポート体制の運営、③新婚生活の経済的負担の軽減を実施することとしている。本事業については、上記取組の③に位置づけられる。</p> <p>(本個別事業における現状と課題)</p> <p>(課題への対応)</p>		
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【対象費目】		
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用
	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用		
【その他独自要件】			
申請期間を令和5年7月1日から令和6年3月8日とすることに伴い、対象婚姻期間を令和5年3月1日から令和6年3月8日、対象支払期間を令和5年4月1日から令和6年3月8日とする。			
2. 申請見込			
①新規世帯見込	上記のうち	42 世帯 とも29歳以下 24 世帯 左記以外 18 世帯	
【積算根拠】			
29歳以下:24件(R4支給見込世帯数)×300,000円(R4支給額平均)=7,200,000円		【令和4年度申請状況】 (令和4年4月~令和5年3月) 申請見込世帯数 42 世帯	
39歳以下:18件(R4支給見込世帯数)×233,000円(R4支給額平均)=4,194,000円			
合計金額:7,200,000円+4,194,000円=11,394,000円			
・交付金所要額:11,394,000円×2/3=7,596,000円			
②継続補助見込	継続補助実施の有無	有	
見込世帯数	25	世帯	
対象経費支出予定額	7,260,000	円	
3. 広報の実施予定			
市HPや市広報紙への掲載、市LINEアカウントによる情報発信を行う。チラシについては、戸籍担当窓口での配架及び婚姻届提出時の配付(約300枚)や市内不動産業者(約400枚)に配架を依頼する。			

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		結婚新生活支援補助金受給者件数	件	50 (R2～R6累計)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.14 ((H25～H29)厚生労働省:R2公表値)	
	婚姻件数	件	492 ((R2)静岡県人口動態統計:R4公表値)	
	婚姻率	%	3.7 ((R2)静岡県人口動態統計:R4公表値)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100	100 (R3実績)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	70	65.7 (R3実績)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	86	85.7 (R3実績)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県HPや結婚支援事業等において、本事業の広報を行うことで市内外の世帯へ幅広く情報を共有する。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産業者に対し、チラシ配架について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を共有する。			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「市町における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの市町における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、市町における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。